

●香川県監査委員公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年10月2日

香川県監査委員 三 谷 和 夫  
 同 大 西 均  
 同 香 川 芳 文  
 同 森 裕 行

- 1 監査対象部局 商工労働部
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入について                      行政財産目的外使用許可に係る使用料のうち継続使用分については、会計年度の初日から起算して30日以内に徴収する必要があるにもかかわらず、大幅に徴収が遅れていた。（労働政策課）</p> <p>イ 物品について                      自家用貨物自動車について、6か月法定点検をしていないものがあつた。（高等技術学校）</p>	<p>ア 収入について                      今後は、行政財産の使用許可に関する基準に定める期限内に徴収するよう複数の職員による確認を徹底する。</p> <p>イ 物品について                      平成30年2月に点検を実施した。今後は、公用車の管理台帳を複数の職員で確認し、点検漏れが生じないよう管理する。</p>